



平成25年2月10日発行 (毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

と も え

2013

2

No.358



CONTENTS

巻頭特集

高年齢者雇用安定法の改正について

◆ 企業探訪 P12

◆ ご案内 P14



旅が、仕事、暮らし、街が変わる。

2015 新函館開業



しんくみのフリーローン

チヨイス

Choice

使いみち
自由

手続き
カンタン

原則、
本人確認資料
のみでOK!

返済期間
最長7年

Web・Fax
仮審査
24時間受付中!

原則、翌日までに仮審査結果を
ご連絡いたします。

<http://www.hakodate.shinkumi.jp/>

融資利率は 4段階の固定金利

年利 **5%・7%・10%・14%**

保証会社が低い金利から順に審査を行い、お客様の審査結果に応じた
ご融資利率とご融資金額を決定いたします。

最高300万円迄ご融資 ●お申し込みの際には審査をさせていただきます。
●審査によってはご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

ご利用いただける方

- 以下の条件すべてを満たす方
- ①満20歳以上65歳以下で、完済時70歳以下であること
- ②安定・継続した収入の見込める方
- ③本ローン申込金額と当組合でのフリー系無担保ローン(カードローンを除く)残高の借入合計額が300万円以下であること

ご融資金額

- 10万円以上300万円以下
- 但し、主婦・パート・アルバイトの方は30万円以下

ご融資期間

- 7年以内

お使いみち

- ご自由 但し、事業性資金は除きます

ご融資利率

- 4段階金利とします 年5%、年7%、年10%、年14%

保証料率

- ご融資利率に含まれます

保証会社

- 全国しんくみ保証㈱

遅延損害金

- 年1.4%

ご融資方法

- 証書貸付

ご返済方法

- 毎月元利均等分割返済
(ボーナス併用返済不可)
- ご本人名義の預金口座からの自動引落
しとします

連帯保証人

- 原則不要
- 但し、保証会社が必要と認めた場合は、この限りではありません。

提出していただく書類

- ①本人確認書類
運転免許証写し・写真付き住民基本台帳カード写し・健康保険証写し・パスポート写し・印鑑証明書のうち一点
- ②所得証明書
原則不要
- 但し、保証会社が必要と認めた場合は、この限りではありません。
- ※①②は連帯保証人についても必要となります



函館商工信用組合 <http://www.hakodate.shinkumi.jp/>
本店/TEL(0138)23-2101(代) FAX(0138)23-0798

平成25年2月10日発行(毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

ともえ

2月号

(通巻358号)

■今月の表紙

「函館大町の雪景」

写真は、大町の雪景と函館馬車鉄道を撮影した明治後期と推察される一葉です。

函館馬車鉄道は、東京馬車鉄道の指導により弁天町(後の函館どっく)から東川町(後の東雲町)間が明治30年に開業し、大正2年に電車が走るようになるまで、市民の足として大いに活躍しました。

(函館市中央図書館所蔵)



CONTENTS

2 特集 高齢者雇用安定法の改正について

4 会議所のうごき

- 広域幹線道路網と病院船の整備促進を要望
- HAC 丘珠～三沢線就航を要望
- 函館市中心市街地活性化協議会
- 北海道・青森「食と観光」新発見フェア
- 銭亀沢支所新年交礼会
- 女性会
- 青年部
- 今後のうごき

7 共済制度ご紹介

8 中小企業相談所だより

- マル経融資
- 納税相談のご案内
- 経営セーフティ共済
- 個別専門相談日程

10 新入会員ご紹介

11 新幹線情報

12 企業探訪

- (株)梶原昆布店

14 ご案内

- 第57回函館圏優良土産品推奨会出品募集
- 貸会議室
- 平成24年度観光ホスピタリティ講演会

16 連載コラム 快進撃企業に学べ

- 言い値で部品を製造販売する『東海バネ工業』

広告掲載企業

函館商工信用組合

アクサ生命保険(株)函館営業所

(株)JTB北海道函館支店

(業)英知国際特許事務所

(株)エスイーシー

中小企業基盤整備機構

函館空港ビルディング(株)

(株)ブレーン

龍文堂印刷(株)

(株)アイエス

(株)プラスモバイル

土産品ガイドブック案内

青年部創立10周年記念講演会

函館市中心市街地活性化フォーラム

商工会議所ニュース

表紙裏

裏表紙裏

裏表紙

段下

段下

段下

段下

段下

折込

折込

折込

折込

折込

折込

折込

高年齢者雇用安定法の改正について

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者雇用安定法」の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。これにより事業主は希望者全員を65歳まで雇用する制度の導入が義務付けられました。

本号では、企業に求められる改正のポイントを掲載しておりますので、会員事業所の皆様におかれましても速やかな対応をお願いいたします。

我が社は関係あるの？

企業の規模や業種に関わりなく、定年の年齢を65歳未満にしている企業のうち、次の事項に該当すれば、就業規則等の改正をお願いします。

労使協定で定める基準に該当する者を65歳まで継続して雇用する制度を導入している

就業規則等の改正が必要です

定年の年齢が65歳以上

定年制を設けていない

希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度を導入

今回の法改正に伴う制度の見直しは必要ありません

具体的に何が変わるの？

1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

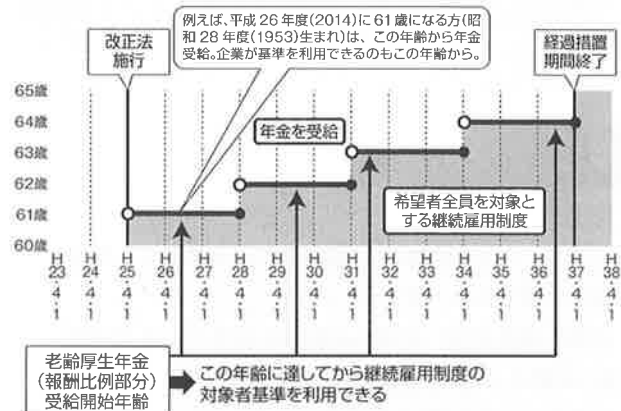
- 労働者の過半数で組織する労働組合
- 労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、65歳までの継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることが可能。

廃止

60歳の定年時に継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることは不可。

注意

平成25年3月31日までに、労使協定で、65歳までの継続雇用制度の対象者の基準を定めている場合は、平成37年3月まで、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できます。



2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

65歳までの継続雇用は、原則自社内で確保する制度が必要。

拡大

自社内のほか、子会社・関連会社など特殊関係事業主との契約に基づき、特殊関係事業主が引き続いて雇用する制度も可能。

3 義務違反の企業名を公表

高齢者雇用確保措置（①定年の引き上げ②継続雇用制度の導入③定年の定め廃止）を講じていない企業に対して、ハローワーク等による個別指導を実施し、改善されない場合は勧告を実施。

強化

勧告を受けても改善されない場合は、勧告に従わなかったこと等の公表を実施。

4 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方にわかりやすく示すため、高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を新たに策定。

指針のポイント

継続雇用制度についての留意事項

- 継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- 就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇・退職の規程とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。
- ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

希望されれば全員を65歳まで雇用しなくてはならないの？

継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなければなりません。ただし、改正高齢者雇用安定法の施行されるまで（平成25年3月31日）に労使協定により

継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。

なお、就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く）に該当する場合には、継続雇用しないことができます。

（参考）老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

改正高齢者雇用安定法Q&A(抜粋)

Q

本人と事業主の間で賃金と労働時間の条件が合意できず、継続雇用を拒否した場合も違反になるのですか。

A

高齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入であって、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、高齢者雇用安定法違反となるものではありません。

Q

当社の就業規則では、これまで、基準に該当する者を60歳の定年後に継続雇用する旨を定めていますが、経過措置により基準を利用する場合でも、就業規則を変えなければいけませんか。

A

改正高齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。したがって、60歳の者は基準を利用する対象とされておらず、基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

他のQ&Aについては、厚生労働省のホームページにあります。
URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/koureit2/qa/index.html>

広域幹線道路網と病院船の整備促進を要望

去る2月4日～5日にわたり、松本会頭並びに全副会頭（石尾・佐藤・永井・久保）は、市長、市議会議長らとともに、広域幹線道路網、病院船（災害時多目的船）の整備に関する中央要望を行いました。

北海道縦貫自動車道における未供用区間七飯IC～大沼公園ICの整備促進は、当市と周辺地域を結ぶ物流機能の向上はもとより、緊急医療や災害時の避難路など住民生活に不可欠であり、函館新外環状道路においては新幹線や航空路線の充実に伴う道南地域の高速交通ネットワーク形成に極めて重要な役割を果たすものです。

また、大規模な広域災害時にも救援活動が可能な拠点として病院船の整備と、当市の地理的優位性を生かした函館港を母港とする活用について

も、予てより要望してきましたが、この度の政権交代に伴い、太田国土交通大臣、公明党山口代表をはじめ、自民・公明両党の北海道選出議員ほか各関係部局に対し、要望書を提出したほか道南地域経済の振興発展に協力を要請しました。



▲太田国土交通大臣に要望する松本会頭

■HAC 丘珠～三沢線就航を要望

(株)北海道エアシステム(HAC)における丘珠～三沢線の運行に関する要望を去る1月25日、北海道知事、北海道議会新幹線・総合交通体系対策特別委員会委員長、(株)北海道エアシステム社長の3者に対し、工藤市長、松本会頭の連名により行いました。

当市では、青函広域観光圏の形成を目指して、青森市・弘前市・八戸市との連携を深めることとしており、特に八戸市とは水産関係などの繋がり

が深いことから、丘珠～三沢線の定期便を就航し、丘珠～函館便の一部を三沢空港まで延伸することを要望しました。



▲現在函館空港では、1日7便のHACが運航

■函館市中心市街地活性化協議会

工藤市長へ基本計画(案)に対する意見書を提出

函館市中心市街地活性化協議会では、去る1月9日、永井会長（本所副会頭）が市役所を訪れ、昨年12月20日開催の同協議会平成24年度第2回総会にて承認された函館市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を工藤市長へ提出しました。

意見書では、同基本計画(案)で掲げられた中心市街地活性化基本計画の基本コンセプト及び基本方針、そして中心市街地活性化の目標については妥当である旨を述べた上で、北海道新幹線の開業を2年後に控えている中、その開業効果を基本計画の展開に効率良く取り込んでいくためにも、中心市街地活性化に資する事業等は、適宜基本計画に追加していくなどの柔軟な対応を要望いたしました。

なお、現在、函館市では、今年度中の内閣総理大臣からの認定を目指し、内閣府と協議を行っているところであります。



▲工藤市長に要望書を手渡す永井会長（左）

■北海道・青森「食と観光」新発見フェア

札幌市民に青函圏地域の魅力をPR

(社)北海道商工会議所連合会が主催し、本所が運営協力を行った「北海道・青森『食と観光』新発見フェア」が、去る1月11日～12日、札幌駅前通地下歩行空間において開催されました。

同フェアは、新幹線開業がもたらす大きな効果を道南地域はもとより全道各地域に広く波及・拡大させるため、青函圏地域の魅力を札幌市民をは

じめ道民の方々に再発見していただくことを目的として今回初めて開催されたもので、会場では当市のほか北斗市・木古内町・青森県からスタッフが参加、青函圏主要地域の物産販売と抽選会、観光PRが行われました。



▲特設ブースで特産品を販売し青函圏地域をPR

■銭亀沢支所新年交礼会

支所管内から31名が参加し交流を深める

銭亀沢支所新年交礼会を去る1月23日、金子委員長をはじめ31名が出席のもと、湯の浜ホテルにおいて開催しました。

当日は、祝宴に先立ち、銭亀沢支所運営特別委員会の金子委員長から、政府の脱デフレ政策と共に、当地域の競争力と成長力の強化に向けた取り組み、広域的な事業展開の必要性について、理解と協力をお願いしたい旨の挨拶がありました。

この後、同委員会の境谷副委員長の発声で祝宴に入り、しばし和やかな雰囲気懇談し、途中には余興が行われるなど盛会のうちに終了しました。



▲開催に先立ち挨拶を行う金子委員長

■女性会

毎年恒例の1月例会（新年会）を開催

1月例会を去る1月17日、内山会長をはじめ会員27名が出席したほか、来賓として、石尾・佐藤・永井・久保副会頭、青年部の齋藤副会長が出席のもと、花びしホテルにおいて開催しました。

開会にあたり、内山会長より昨年の活動や新年度に向けた抱負が述べられたほか、平成24年度全国商工会議所女性会連合会特別功労賞を受賞した斎藤顧問に、表彰状が伝達されました。

祝宴では、クイズやゲーム、会員によるスコップ三味線の演奏が行われるなど、終始和やかな雰囲気の中、盛会裡に終了しました。



▲新年会を終えての記念写真

■青年部

臨時総会・新年交礼会を開催

平成24年度臨時総会並びに新年交礼会を去る1月30日、ロワジールホテル函館において開催しました。

臨時総会では、次期会長の選任について、役員会において推薦された須田副会長が出席者の拍手をもって選任同意されました。須田次期会長からは、新年度の抱負について挨拶があり、引き続き次期副会長に現薄田、齋藤両副会長、コンベンション委員会外崎委員長の3名を指名し、承認されま

した。

臨時総会終了後は、高野会長をはじめ会員60名と来賓として工藤市長、松本会頭をはじめ多数の方々の出席により新年交礼会を開催し、毎年恒例となっている樽酒鏡開きや、厄年会員による豆まきが行われ、和やかな雰囲気の中、盛会裡に終了しました。



▲開催に先立ち挨拶を行う高野会長

■今後のうごき

【1月31日現在】

2月	
10 (日)	第197回珠算能力検定試験
20 (水)	第40回1級・第71回3級販売士検定試験 金融個別相談
21 (木)	自民党北海道ブロック両院議員会への要望 第11回はこゼミ
22 (金)	函館市中心市街地活性化フォーラム
23 (土)	観光ホスピタリティ講演会 はこだて検定上級合格者のつどい
24 (日)	第133回簿記検定試験
25 (月)	法律相談
27 (水)	発明相談
28 (木)	台湾観光客誘致訪問（～3/3）
3月	
8 (金)	はこゼミ特別ゼミ
9 (土)	新幹線絵画コンクール表彰式
10 (日)	2級・3級販売士資格更新講習会
12 (火)	保証協会個別相談
13 (水)	経営相談
16 (土)	青年部創立10周年記念講演会・祝賀会

函館商工会議所の

福利厚生支援サービス!

商工会議所のスケールメリットを生かした、低廉な掛金で充実の補償となっておりますので、ぜひご活用ください。

生命共済制度

事業主・従業員の万が一のためにご利用ください。

- 保険期間は1年で自動更新、役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- 病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。
- 医師による診査は不要です。
- 1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
- 独自の給付制度(見舞金・祝金等)が付加されています。
- ガンによる死亡の場合、死亡保険金に加えガン死亡保険金が支払われます。
- 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
- 個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。

■加入できる方：会員事業所役員・事業主・従業員で、65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月まで)

特定退職金共済制度

従業員のための退職金制度です。会員事業所が毎月掛金を納め、従業員が退職する際は掛金に応じた退職金が本所より従業員に支払われます。

- 掛金は一人あたり月額1口1,000円から、最高30口30,000円まで任意設定できます。
 - 給付金の種類は、下記となります。
 - ①退職一時金…加入従業員の退職時
 - ②遺族一時金…加入従業員の死亡時
 - ③年金(10年間支給)…加入10年以上の退職者が希望する時
 - 途中解約の場合には解約手当金が加入従業員に支払われます。
 - 掛金は事業主負担で、全額経費に算入できます。
- 加入できる方：会員事業所従業員で、65歳6ヶ月までの方

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主や会社等の役員が廃業や退職された場合、その後の生活安定や事業再建などのための資金準備を行う共済制度で、事業主の退職金制度ともいえます。

- 掛金全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 共済金等は退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります。
- 加入者は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。
- 毎月の掛金は1,000円~70,000円(500円刻み)で、半年払い、年払いもできます。

■加入できる方：常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主、個人事業主に属する共同経営者および法人役員の方

所得補償制度

病気やケガで就業不能となった時、加入者の所得を補償する保険です。地震などの天災によるケガの就業不能も補償します。

- 35歳事務職男性3口加入の場合、掛金月額1,500円で月額補償額約12万円(平成23年度)。団体割引および過去の損害率による割増引制度を適用していますので、安い掛金で大きな補償となっています。
 - 被保険者1名につき制度維持費として保険料とは別に月額100円がかかります。
 - 健康状況ならびに他の保険契約についてご記入いただければ、特に健康診断等は必要ありません。
 - 加入者から脱退の通知がない限り契約は毎年自動更新となります。ただし前年契約で保険金が支払われた場合は、制限的な加入条件となること、もしくはご加入を継続していただけないことがあります。
- 加入できる方：会員事業所役員および従業員の方

平成25年度

定期健康診断 割引制度

会員皆様の健康管理の充実、そして健康増進に向けた意識を高めていただくため、平成25年度も定期健康診断の割引サービスを行っています。

詳しくは来月号同封のちらしをご覧ください。

■法定健診Aコース(39歳以下の法定義務健診)

通常健診料 3,675円 会員割引料金 1,500円

■法定健診Bコース(40歳以上の法定義務健診・従業員雇用時に必要な健診)

通常健診料 7,350円 会員割引料金 5,000円

■生活習慣病一般健診Cコース(協会けんぽ加入者)

通常健診料 18,007円(協会けんぽ加入者は補助があるため6,843円)

会員割引料金 6,000円

※但し割引額の上限は、1会員あたり年間50,000円までとします。

お問合せ先 企画情報課 TEL23-1181